



毒物・劇物を適切に運搬するために

毒物・劇物を取扱う場合は、保健衛生上の危害が生じないよう、「毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）」により規制が設けられています。

運搬するときの技術上の基準等について、主な事項を記載しますので、下記の内容に十分注意して毒物・劇物を運搬しましょう。

●毒物・劇物を運搬するときの手続き

法令で定められた 23 品目を運送する者が次のいずれかに該当する場合、事業場ごとに、事業場の所在地を管轄する保健所等に毒物劇物運送業の届出が必要となります。（法第 22 条）

- ①最大積載量が 5,000kg 以上の大型自動車に固定された容器（いわゆるタンクローリー）を用いて運送する者
- ②内容積が 1,000ℓ以上の容器（四アルキル鉛の場合は 200ℓ以上）を最大積載量が 5,000kg 以上の大型自動車に積載して運送する者

※届出が不要な事業者も、運搬時についての技術上の基準等や事故時の措置については遵守しなければなりません。

●毒物・劇物を運搬するときの注意点

次の項目の実施が必要な場合がありますので、適宜法令等を確認しましょう。（法第 16 条）

- 毒物・劇物の運搬・容器の基準（材質や表示等）に適合している。
- 長時間の運転の場合には、交替運転者が同乗している。
- 運搬車両に、積載する毒物・劇物に応じた保護具（手袋等）を 2 人以上備えている。
- 流出・漏洩を防ぐのに必要な措置を講じている。
- 盗難・紛失を防ぐために厳重に管理している。
- 「毒」の標識を運搬車両の前後の見やすいところに掲げている。
- 荷送人から運搬する毒物・劇物の名称・成分・含量・数量・事故時の応急措置の内容を記載した書面の交付を受けている。

●毒物・劇物の運搬中に事故等が起きたときは…

万一、飛散、流出などの事故が発生した場合は、直ちに保健所、警察又は消防機関に届け出るとともに、必要な危害防止措置を講じましょう。また、盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察に届け出ましょう。（法第 16 条の 2）

事故等が起きないように、日頃から積載タンクや接続バルブ等の設備に腐食・亀裂・破損等がないかメンテナンスすることが大切です。また、事故等が発生したときのために危害防止規定を作成し、事前に必要な措置を確認しておきましょう。

【毒物及び劇物取締法に基づく運送業に関する問合せ先】

事業場の所在地を管轄する保健所等

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/shinsei/cnt/hwc.html>

